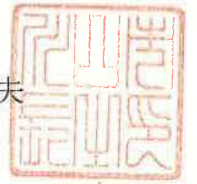


川福総発第125号
令和3年2月25日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 金井 洋 様
同 前原 博孝 様
同 江袋 正敬 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果に対する措置について

令和元年11月27日執行の福祉部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

貸付金元利収入について（福祉総務課）

福祉総務課の福祉資金貸付金回収金及び緊急生活支援特別資金貸付金回収金の調定において、収入未済額の繰り越しが川口市会計事務規則どおりに行われていないので、適正に執行されたい。

講じた措置の内容

各貸付金回収金の管理については、専用の資金管理システム及びエクセルを用いて行っているが、過年度収入未済額のデータ算出にあたり誤りがあることを認識しないまま事務を進めていたことから、財務上の過年度収入未済額との間に誤差が生じたものであります。

令和2年度における各貸付金回収金の調定については既に是正し、適正に執行しているところですが、以後同様の誤りが生じないよう、また、人事異動等による事務引継ぎの際に漏れが生じることのないよう、改めてマニュアルを精査いたしました。

さらに、これまで一人で担当していた貸付金の事務について、令和2年度から二人体制とし、事務に誤りがあった場合には即時発見及び修正できる体制を整えることで、適正な資金管理が行えるよう改善いたしました。

